
安全性向上評価届出の改善・活用について

I - 1 安全性向上評価届出の運用改善 (届出書第1章の設計情報)

2022年9月15日
原子力エネルギー協議会
(ATENA : Atomic Energy Association)

改善の方向性

1. 現状

- 届出書※のうち1章は、主に許認可図書から抜粋・編集しているが、これらの図書等は原子力規制検査における日々の活動の中で確認いただくことが可能である。

※ 全4章、約1万ページのうち、約7割が第1章

2. 課題

- 発電所ドキュメントは、原子力規制検査導入に合わせて構成管理(CM)の活動の中で最新化*しており、届出書第1章の内容と重複している。
- 発電所のドキュメントから抜粋、編集して作成しているため、二重管理となる。
(記載不整合等の要因にもなり得る。)
- 制度として公開することが義務化されていることに鑑み、社会の皆様にもご確認いただける方法の検討#が必要である。

2022.3.15 第10回原子炉安全基本部会・第4回核燃料安全基本部会でのご意見対応



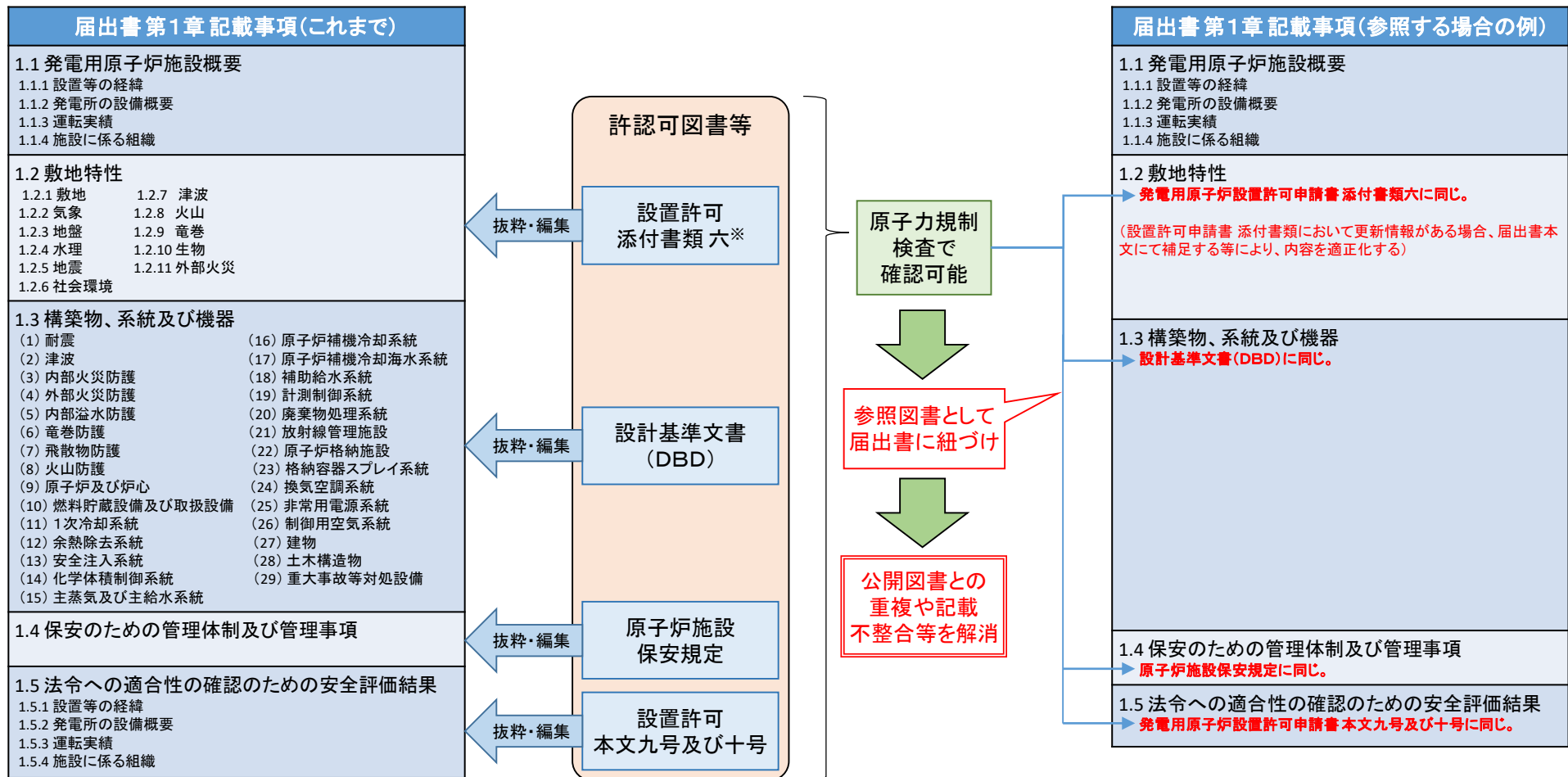
3. 改善の方向性

- 届出書にて公開図書を参照することで、公開図書との重複や記載不整合等を解消。
- 原子炉設置変更許可申請書(完本)の活用も含めた具体的な改善案について検討。 ➡ 3 4
- 本提案は、プラントの最新状態を示すという第1章の趣旨・目的を踏まえた運用である。
- 現行法令の範囲内での改善を志向するものであり、早期に進めたい。

* 構成管理(CM)の活動の中で、原子炉施設の安全機能を確保する上で重要な設計要件を明確化するための図書として、設計基準文書(DBD)を作成し、設計情報を管理している。このため、届出書第1章では、次頁に示すように設置許可本文五号及び添付書類八の変更部分を含めた情報を得るための文書として、DBDを用いている。CMを目的とするツールは各社検討しておりDBDに限らないが、本資料では代表的に「DBD」としている。

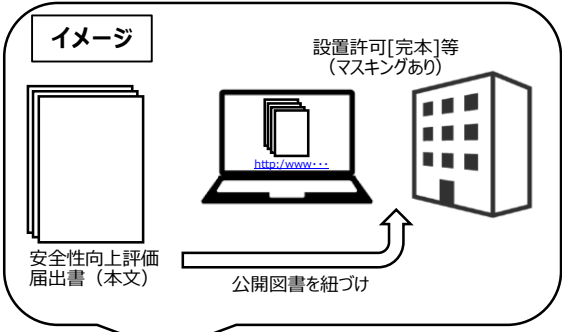
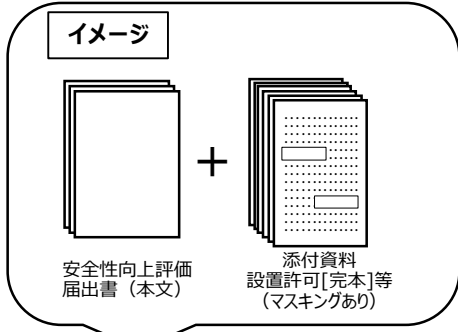
届出書 第1章の構成と許認可図書等との関係性

- これまでの届出書でも、許認可図書等を抜粋・編集し最新の状態（アズイズ）を記載している。
- 今回の提案は、この状況を踏まえた上で許認可図書等を、**参照することによって重複や記載不整合等の解消を図るもの**。
- 設置変更許可申請書およびその完本については、本文の変更が無ければ添付書類が更新されない。したがって、参照する際に、**添付書類において更新情報があれば、届出書で補足する等**により、内容の適正化を図る。



(主に届出書第1章「1.2 敷地特性」を例とした記載イメージ)

- 安全性向上評価制度発足以降の届出書の構成に係る議論を考慮し、参照図書として設置許可書完本等を活用する方策として、下表の改善案①、②を示す。
- 事業者としては、公開図書を参照(改善案①)としたい、その場合の具体的な届出書の構成例を別紙2に示す。

これまでの届出	改善案	
<p>許認可図書を抜粋・編集</p>	<p>①設置変更許可申請書[完本]等を参照先として届出と紐づける</p>	<p>②設置変更許可申請書[完本]等を届出書に添付(＃)</p>
<p>1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲 本章は、安全性向上評価に係る調査等の対象範囲を明確にするため、「1.1 発電用原子炉施設の概要」、「1.2 敷地特性」、「1.3 構築物、系統及び機器」、「1.4 保安のための管理体制及び管理事項」、「1.5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果」について記載する。</p> <p>1.1 発電用原子炉施設の概要※</p> <p>1.2 敷地特性 ここでは、気象、地盤、水理、地震、津波、火山、外部火災、社会環境等、原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号及び実用炉規則第3条第2項第6号に係る発電用原子炉施設所在地の特性について記載する。 具体的には、発電用原子炉設置許可申請書添付書類六「1.敷地」から「10.生物」の記載を基本とし、それらの概要を第1.2.1項から第1.2.11項に示す。 なお、商業機密や防護上の理由のため公開できないものについては、参考資料-1にまとめて記載する。 これまでの設置(変更)許可の経緯については、第1.1.1.2表に示す。 ～以下省略(約400ページ)～</p> <p>1.3 構築物、系統及び機器※</p> <p>1.4 保安のための管理体制及び管理事項※</p> <p>1.5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果※</p>	<p>同左</p>  <p>具体的には、〇〇原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書[完本](参照先：△△△) 添付書類六「1.敷地」から「10.生物」に同じ。</p>	<p>同左</p>  <p>具体的には、〇〇原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書[完本] 添付書類六「1.敷地」から「10.生物」に同じ。 なお、設置変更許可申請書に記載している事項の詳細については、「添付資料-□ 〇〇原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書[完本]」に示す。</p>

※ 本表では、記載例を省略。

(#) 従来、届出書(本文、添付資料)には、マスキングしてはならないとご指導を受けており、マスキングを行う必要のある資料は、非公開の参考資料としているが、②のケースの場合は、マスキングを有する資料を公開することになる。

(提案) 届出書にて公開図書を参照することで、公開図書との重複や記載不整合等を解消。
 (コメント) 参照する図書について、規制側だけでなく社会の皆様への公開性も必要ではないか。

【対応の方向性】

- ① 従来届出に記載 (公開) してきたことを踏まえ、**公開性を確保する運用として、参照する公開図書(公開版)を公開。**
- ② なお、**第1章においては公開図書を参照するが、従来参考資料(非公開)としてきた範囲については、参考資料からは削除。**

【現状】

【変更後】

安全性向上評価届出書 目次 (例)	
○第1章 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲	
1.1 発電用原子炉施設概要	(約7,000頁)
1.2 敷地特性	添付、参考含
<u>(設置許可添付六抜粋)</u>	
1.3 構築物、系統及び機器	
<u>(DBDを届出用に編集)</u>	
1.4 保安のための管理体制及び管理事項	
<u>(保安規定抜粋)</u>	
1.5 法令への適合性の確認のための安全評価結果	
<u>(設置許可本文九号十号抜粋)</u>	
第2章 安全性の向上のため自主的に講じた措置	
第3章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析	省略
第4章 総合的な評定	
【添付資料1】 保全計画	
~~~~以下、非公開部分 (NRAにのみ開示) ~~~~	
【参考資料1】 1.2 敷地特性(設置許可添付六抜粋)(非公開部分)	
【参考資料2】 DBD編集版(非公開部分)、系統図、要目表、容量設定根拠	
【参考資料3】 保安規定(非公開版)	
【参考資料4】 1.5 法令への適合性の確認のための安全評価結果 (設置許可本文九号十号抜粋) (非公開部分)	
【参考資料5】 PRA、ST (非公開部分)	

安全性向上評価届出書 目次 (例)	
○第1章 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲	
1.1 発電用原子炉施設概要	(数十~数百頁程度) 添付、参考含
1.2 敷地特性	
<u>[設置許可完本(公開版)を公開]</u>	
<u>(本文：設置許可完本版を参照。ただし、完本版から更新された部分を新旧比較の形式で届出に掲載)</u>	
1.3 構築物、系統及び機器	
<u>[DBD(公開版)を公開]</u>	
<u>(本文：DBDを参照)</u>	
1.4 保安のための管理体制及び管理事項	
<u>[保安規定(公開版)を公開]</u>	
<u>(本文：保安規定を参照)</u>	
1.5 法令への適合性の確認のための安全評価結果	
<u>[設置許可完本(公開版)を公開]</u>	
<u>(本文：設置許可完本版を参照)</u>	
第2章 安全性の向上のため自主的に講じた措置	
第3章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析	
第4章 総合的な評定	
【添付資料1】 保全計画	
~~~~以下、非公開部分 (NRAにのみ開示) ~~~~	
【参考資料○】 PRA、ST (非公開部分)	

①
 ○公開図書をHP等へ掲載
 ○本文に参照図書を記載

②
 ○記載を省略

【参考】安全性向上評価の諸元となっている図書の公開状況（関西の例）

- 安全性向上評価の諸元となっている図書の公開状況

- 設置（変更）許可申請書 [完本]

公開状況：**公開（閉架式）**

- 保安規定

公開状況：**公開（閉架式）**

- D B D

公開状況：**非公開**

（届出書用に商業機密や防護上の理由により公開できない部分を
除き第1.3章に記載（公開））

- 設計及び工事計画認可申請書

公開状況：**非公開**

（大飯3号を代表プラントとして公開（閉架式））

- 系統図

公開状況：**非公開**

- 定期事業者検査報告書

公開状況：**公開（NRA-HP）**

→届出書の添付書類としてHP上に公開

届出書 第1章
公開部分で参照
する図書
（DBDは届出用）